

第 9 6 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

（事業報告）

- 当行の新株予約権等に関する事項
- 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
- 特定完全子会社に関する事項
- 親会社等との間の取引に関する事項
- 会計参与に関する事項

（計算書類）

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

（連結計算書類）

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

2019年4月 1日から
2020年3月31日まで

株式会社 筑邦銀行

上記の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.chikugin.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(1) 新株予約権の割当日 2011年7月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,230株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2011年7月29日から2041年7月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	1名
	(1) 新株予約権の割当日 2012年7月24日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,980株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2012年7月25日から2042年7月24日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	2名
	(1) 新株予約権の割当日 2013年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,970株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2013年7月31日から2043年7月30日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(1) 新株予約権の割当日 2014年7月29日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,210株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2014年7月30日から2044年7月29日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	2名
	(1) 新株予約権の割当日 2015年7月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,530株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2015年7月29日から2045年7月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	3名
	(1) 新株予約権の割当日 2016年7月26日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,780株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2016年7月27日から2046年7月26日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(1) 新株予約権の割当日 2017年8月1日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,240株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2017年8月2日から2047年8月1日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	6名
	(1) 新株予約権の割当日 2018年7月31日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,570株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2018年8月1日から2048年7月31日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	6名
	(1) 新株予約権の割当日 2019年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,600株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2019年7月31日から2049年7月30日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
執行役員	(1) 新株予約権の割当日 2019年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,730株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 2019年7月31日から2049年7月30日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	5名

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 該当ありません。

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

- (1) 当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。
 - ② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取り組む。
 - ③ 「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。
 - ④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。
 - ⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
 - ⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
 - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

(2) 当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証する。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備する。
- ② 「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。
- ③ 内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。
- ④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役及び執行役員は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理する。

- ② 内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
- ii 定期的に当行、及び子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとする。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図る。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
- ii 子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図る。

(ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図る。
- ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。

- (6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者としてとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と企画本部人事グループの協議事項とする。
- (8) 次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制
- (イ) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制
 - i 監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の稟議書、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧する。
 - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口で監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。
 - (ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制
 - i 当行の内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行う。
 - ii 子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築する。

- iii 「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記する。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用、又は債務について、職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努める。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を定め、これに基づく「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令等遵守に係る実施状況を検証するほか、法令等遵守に係る行内教育・研修を定期的で開催しております。

(2) 当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る各種の規程を整備しており、「リスク管理委員会」は年4回、「ALMに関する常務会」は年24回開催し、信用リスク・市場リスク等のリスク量の把握・管理を行っております。また、「危機管理計画」を定め非常時の業務継続を確保するための体制を整備しております。

なお、内部監査部門は、すべての業務における適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果を報告しております。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員でない取締役7名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名）の計12名の体制としております。また、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員は11名（うち、取締役兼務6名）を選任しております。当期は定例を含め17回の取締役会を開催し、重要な事項を決定しております。また、取締役会の委任を受けた、役付取締役及び常務執行役員以上の役職者から構成される「常務会」を原則毎週開催し、効率的な意思決定を図っております。

- (5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及び子会社の代表者が出席する会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等の報告を受けております。子会社における業務執行は、「グループ会社運営管理規程」を定め、重要な案件は当行へ報告する体制を整備しております。また、当行の監査等委員が非常勤監査役として子会社の監査役に就任し、取締役会に出席するほか、当行内部監査部門が業務監査、内部統制監査を実施しております。

- (6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当行監査等委員会の監査機能強化を図るために、業務執行部門から独立した専任の使用人が監査等委員会の業務を補助しております。

- (7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行監査等委員会の業務を補助する専任の使用人は、業務執行部門から独立しており、当行の監査等委員会の指揮命令のみに従っております。

- (8) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制

当行監査等委員は、取締役会等の各種重要会議に出席するとともに、子会社の非常勤監査役として、子会社の取締役会に出席しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の書類、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書等を全て閲覧しております。さらに、本部管理部門と、定期的に会合を行っており、行内情報等の共有化を図っております。その他、当行監査等委員会は、子会社監査役との会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等について報告を受けるほか、当行内部監査部門より、営業店及び本部部署、子会社の監査の結果の報告を受けております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」の規程を制定しており、通報や相談をしたことで不利な取扱いを行わないことを明確化し、当行及び子会社の役職員に周知しております。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行の監査等委員会監査等基準規程において、監査等委員はその職務の執行について生ずる費用について、当行から前払又は償還を受けることができますとしております。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査等委員会は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に基づき、定期的に代表取締役等と意見交換会を開催するとともに、当行の会計監査人及び内部監査部門と定期的な連携を図っております。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

第96期 (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月 31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 金 準 備	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 別 途 繰 越 利 益 剰 余 金 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	6,897	17,022	△365	30,416
当期変動額									
剰余金の配当						△305	△305		△305
当期純利益						692	692		692
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分						△7	△7	75	68
土地再評価差額金の取崩						122	122		122
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	502	502	74	576
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	7,399	17,524	△290	30,993

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,347	1,898	5,246	202	35,865
当期変動額					
剰余金の配当					△305
当期純利益					692
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					68
土地再評価差額金の取崩					122
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△7,926	△122	△8,049	△29	△8,078
当期変動額合計	△7,926	△122	△8,049	△29	△7,501
当期末残高	△4,578	1,775	△2,802	173	28,363

第96期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50年

その他 2 年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,968百万円であります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、今後1年程度は続くものと想定し、特に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、足許の業績悪化の影響を織り込み当事業年度末の自己査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。ただし、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当行は、2020年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。

これにより、翌事業年度において、61百万円の特別利益が発生する見込みであります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 762百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は114百万円、延滞債権額は13,210百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は354百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,687百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,247百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 0百万円

有価証券 40,627百万円

その他の資産 122百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,186百万円

借入金 28,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産3,506百万円を差し入れております。なお、その他の資産には、保証金59百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、69,180百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が69,180百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,252百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,817百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は950百万円であります。
13. ファイナンス・リース取引
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - (1) リース資産の内容
 - ① 有形固定資産
主として事務機器等であります。
 - ② 無形固定資産
ソフトウェアであります。
 - (2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
- オペレーティング・リース取引
 - オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
 - 1年内 12百万円
 - 1年超 85百万円
 - 合計 97百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額 3,250百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 1,956百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度においては、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額を超えているため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 11百万円
 - 役務取引等に係る収益総額 1百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 4百万円
 - その他の取引に係る収益総額 1百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 13百万円
 - 役務取引等に係る費用総額 358百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る費用総額 35百万円
 - その他の取引に係る費用総額 一百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	ちくぎんリース 株式会社	久留米市東町 37番地3	20	リース業

議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 49.2% 間接 4.5%	1人	金銭貸借取引等	貸出金	3,250
			預金	493
			リース債務	241

(注) 当行が受取った貸出金利息の合計額は11百万円、当行が支払った預金利息の合計額は0百万円、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る支払利息相当額の合計額は13百万円、土地建物機械賃借料の合計額は26百万円であります。なお、貸出金の取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	筑邦信用保証 株式会社	久留米市東合川5丁 目7番33号	30	保証業

議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 5% 間接 24.1%	3人	各種ローンの 債務保証	被債務保証	33,465
			債務保証履行に伴う ローンの回収又は代 位弁済	19

(注) 保証料は、各種ローンの債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては、当行より支払っております。なお、当行が支払った保証料の合計額は62百万円であります。また、債務保証の取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	立花 崇	—	—	医師	被所有 直接0%	当行取締役監査等委員 立花洋介の長男	資金貸付(注)	103	貸出金	115
							受入利息(注)	0	前受収益	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	医療法人 福岡県柳川市 木村回生医院	福岡県柳川市	1	医療業	—	資金の融資	資金貸付(注)	486	貸出金	486
							受入利息(注)	1	前受収益	0

(注) 取引条件等は一般取引先と同様であります。

3. 減損損失

当行は、以下の資産について、店舗移転の機関決定等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額
福岡県内	営業用資産 3ヵ所	土地	94百万円
		建物	9百万円
		その他	17百万円
合計			120百万円

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額によっております。正味売却価額は路線価等に基づいて奥行価格補正等の調整を行って算出した価額等、合理的に算定された金額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	156	0	32	124	(注)
合 計	156	0	32	124	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少32千株は、新株予約権の権利行使32千株、単元未満株式の買増請求0千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2020年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	社債	950	922	△27
	小計	950	922	△27
合 計		950	922	△27

3. 子会社・子法人等株式（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	－	－	－
合 計	－	－	－

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	503
合 計	503

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,684	2,903	3,780
	債券	76,620	76,099	520
	国債	8,665	8,562	102
	地方債	34,476	34,238	238
	社債	33,478	33,297	180
	外国証券	801	800	1
	その他	917	863	53
	小計	85,022	80,666	4,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,397	7,097	△1,700
	債券	22,531	22,584	△53
	地方債	5,877	5,884	△7
	社債	16,653	16,699	△45
	外国証券	5,480	5,510	△29
	その他	58,331	65,482	△7,150
	小計	91,740	100,675	△8,934
合 計		176,763	181,341	△4,578

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	830
合 計	830

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,823	803	513
債券	66,067	169	7
国債	1,017	8	－
地方債	44,886	128	0
社債	20,164	32	6
その他	15,223	1,250	23
合 計	90,114	2,223	543

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式573百万円であります。

なお、当該有価証券の減損処理については、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	863百万円
減価償却費	439百万円
退職給付引当金	217百万円
有価証券償却	109百万円
その他	243百万円
繰延税金資産小計	1,873百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△909百万円
評価性引当額小計	△909百万円
繰延税金資産合計	964百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	964百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額	4,602円70銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	113円25銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	111円65銭

第96期(2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,000	5,779	18,514	△365	31,929
当期変動額					
剰余金の配当			△305		△305
親会社株主に帰属 する当期純利益			800		800
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△7	75	68
土地再評価差額金の取崩			122		122
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	609	74	684
当期末残高	8,000	5,779	19,124	△290	32,613

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当期首残高	3,359	1,898	△78	5,179	202	2,275	39,586
当期変動額							
剰余金の配当							△305
親会社株主に帰属 する当期純利益							800
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							68
土地再評価差額金の取崩							122
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△7,929	△122	△73	△8,125	△29	126	△8,028
当期変動額合計	△7,929	△122	△73	△8,125	△29	126	△7,344
当期末残高	△4,570	1,775	△151	△2,946	173	2,401	32,241

第96期 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

筑銀ビジネスサービス株式会社

株式会社ちくぎん地域経済研究所

ちくぎんリース株式会社

筑邦信用保証株式会社

株式会社ちくぎんテクノシステムズ

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 5社
4. 開示対象特別目的会社に関する事項
該当ありません。
5. のれんの償却に関する事項
該当ありません。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3 年～50年
その他 2 年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,968百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、今後1年程度は続くものと想定し、特に当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、足許の業績悪化の影響を織り込み当連結会計年度末の自己査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。ただし、当該仮定は不確定であり、新型コロナウイルス感染状況やその経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

追加情報

当行は、2020年４月１日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号 2007年２月７日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。

これにより、翌連結会計年度において、61百万円の特別利益が発生する見込みであります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の出資金総額 259百万円
2. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は128百万円、延滞債権額は13,223百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又

は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は354百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,714百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,247百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	0百万円
有価証券	40,627百万円
その他資産	122百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,186百万円
借入金	28,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産3,506百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金88百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、67,180百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が67,180百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,252百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 7,946百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は950百万円であります。

13. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 12百万円

1年超 85百万円

合計 97百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益828百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却8百万円、株式等売却損535百万円、株式等償却573百万円を含んでおります。

3. 減損損失

当行は、以下の資産について、店舗移転の機関決定等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失額
福岡県内	営業用資産 3ヵ所	土地	94百万円
		建物	9百万円
		その他	17百万円
合計			120百万円

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額によっております。正味売却価額は路線価等に基づいて奥行価格補正等の調整を行って算出した価額等、合理的に算定された金額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	6,249	—	—	6,249	
合 計	6,249	—	—	6,249	
自己株式					
普通株式	156	0	32	124	(注)
合 計	156	0	32	124	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少32千株は、新株予約権の権利行使32千株、単元未満株式の買増請求0千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				173	
合 計			—				173	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の 種 類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	152百万円	25円	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月7日 取 締 役 会	普通株式	153百万円	25円	2019年9月30日	2019年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 153百万円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出及び有価証券投資等の資金の運用調達を中心に、リース事業等の金融サービスに係る事業を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（A L M）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として企業及び個人に対する貸出金等であり、経営環境等の状況の変化によって、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、地域経済等の状況の変化が、地元企業の業績及び雇用情勢に影響を与え、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に国債等の債券、株式及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

預金及び借入金による資金調達は、経済情勢及び市場環境の変化等により、資金繰りに影響を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資金運用と預金等の資金調達は、マチュリティギャップ等により金利の変動リスクに晒されております。A L Mに関する常務会では金利変動リスクを減殺することを目的

として、貸出金及び預金等の金利変動リスクのヘッジ手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用することを協議しております。また、外貨建資産・負債につきましては、為替の変動リスクに晒されているため、通貨オプション等のデリバティブ取引を行うことにより当該リスクの回避に努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、リスク管理統括規程及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金等について与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部門により行われ、また、定期的に常務会や取締役会を開催し、協議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が内部監査を実施しております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行は、A L Mによって金利及び価格変動等の市場リスクを管理しております。リスク管理統括規程及び市場リスク管理規程等において、リスク管理方法及び手続等を定めており、A L Mの方針施策等を取締役に報告又は付議しております。取締役会において決定されたA L Mに関する方針等は、A L Mに関する常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。なお、A L Mに関する常務会では、金利変動のリスクを減殺することを目的に、金利スワップ等をヘッジ手段としたデリバティブ取引の方針等を協議しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、信用度の高い銀行に限定して取引を行っております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

【市場リスクに係る定量情報】

i リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品に関する事項 イ トレーディング目的の金融商品（特定取引勘定）

該当事項はありません。

ロ トレーディング目的以外の金融商品（銀行勘定）

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金（外貨建を除く）」等であります。

これらの市場リスクを把握・管理するため、市場リスクの計測モデルとしてバリュー・アット・リスク（以下、「V a R」という。）をリスク指標として利用しております。

V a R（観測期間は5年間、保有期間は120営業日、信頼区間は99%、分散共分散法）の算定に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

2020年3月末において、当該リスク量の大きさは預金・貸出金のV a Rと有価証券のV a R等の単純合算で324億18百万円になります。

また、V a Rの信頼性を補完するためバックテストを行っております。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しておりますので、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

ii リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品に関する事項

当行グループにおいて、「外貨建資産・負債」及び「デリバティブ」取引等につきましては、市場リスクが僅少であるため定量的分析を利用しておりません。また、市場リスクに重要性がないため、リスク量の記載を省略しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、A L M等を通して預金等の資金調達状況の管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、デリバティブ取引を除くその他資産・負債に含まれている金融商品には重要性がないため、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	65,057	65,057	－
(2) 買入金銭債権	451	451	－
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	43	43	－
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	950	922	△27
其他有価証券	176,816	176,816	－
(5) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	503,315 △1,780		
	501,535	504,402	2,866
(6) 外国為替	1,303	1,303	－
(7) リース債権及びリース投資資産 貸倒引当金（＊1）	9,422 △63		
	9,359	9,379	19
資産計	755,519	758,378	2,858
(1) 預金	694,676	694,688	11
(2) 譲渡性預金	9,151	9,151	－
(3) 借入金	35,589	35,586	△2
(4) 外国為替	1	1	－
負債計	739,418	739,427	9
デリバティブ取引（＊2） ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	0	0	－

（＊1） 貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

商品有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、(5)の貸出金に準じた方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または、期待損失率等を織り込んだ理論値金利を基礎とした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）等であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（４）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	843
合 計	843

(＊) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	55,323	—	—	—	—	—
買入金銭債権	451	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	900	50	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	9,590	32,431	28,144	14,888	27,131	41,128
貸出金(*)	172,558	85,408	55,356	39,562	41,553	95,550
リース債権及びリース投資資産(*)	2,839	4,172	1,960	267	33	—
合 計	240,763	122,012	86,361	54,767	68,719	136,679

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,325百万円、並びに、リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない151百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	661,328	25,921	7,426	—	—	—
譲渡性預金	9,151	—	—	—	—	—
借入金	15,685	18,668	1,236	—	—	—
合 計	686,165	44,589	8,662	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	社債	950	922	△27
	小計	950	922	△27
合 計		950	922	△27

3. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	株式	6,737	2,933	3,804
	債券	76,620	76,099	520
	国債	8,665	8,562	102
	地方債	34,476	34,238	238
	社債	33,478	33,297	180
	外国証券	801	800	1
	その他	917	863	53
	小計	85,076	80,696	4,379
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	5,397	7,097	△1,700
	債券	22,531	22,584	△53
	地方債	5,877	5,884	△7
	社債	16,653	16,699	△45
	外国証券	5,480	5,510	△29
	その他	58,331	65,482	△7,150
	小計	91,740	100,675	△8,934
合 計		176,816	181,371	△4,554

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,823	803	513
債券	66,067	169	7
国債	1,017	8	－
地方債	44,886	128	0
社債	20,164	32	6
その他	15,223	1,250	23
合 計	90,114	2,223	543

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式573百万円であります。

なお、当該有価証券の減損処理については、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

（1株当たり情報）

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 4,843円79銭 |
| 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 130円80銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 128円95銭 |

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 38百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名	当行取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 14,900 株	普通株式 19,420 株
付与日	2011年 7 月 28 日	2012年 7 月 24 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2011年 7 月 29 日から 2041年 7 月 28 日まで	2012年 7 月 25 日から 2042年 7 月 24 日まで

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名	当行取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 23,210 株	普通株式 18,250 株
付与日	2013年 7 月 30 日	2014年 7 月 29 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2013年 7 月 31 日から 2043年 7 月 30 日まで	2014年 7 月 30 日から 2044年 7 月 29 日まで

	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8 名	当行取締役 6 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 16,510 株	普通株式 14,520 株
付与日	2015年 7 月 28 日	2016年 7 月 26 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年 7 月 29 日から 2045年 7 月 28 日まで	2016年 7 月 27 日から 2046年 7 月 26 日まで

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名 当行執行役員7名	当行取締役6名 当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式21,440株	普通株式21,120株
付与日	2017年8月1日	2018年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで	2018年8月1日から 2048年7月31日まで

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名 当行執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式22,330株
付与日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月31日から 2049年7月30日まで

（注）2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
権利確定前（株）					
前連結会計 年度末	4,550	7,700	9,010	10,250	11,230
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	1,320	1,720	2,040	4,040	3,700
未確定残	3,230	5,980	6,970	6,210	7,530
権利確定後（株）					
前連結会計 年度末	—	—	—	—	—
権利確定	1,320	1,720	2,040	4,040	3,700
権利行使	1,320	1,720	2,040	4,040	3,700
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計 年度末	11,930	21,440	21,120	—
付与	—	—	—	22,330
失効	—	—	—	—
権利確定	5,150	7,380	7,090	—
未確定残	6,780	14,060	14,030	22,330
権利確定後（株）				
前連結会計 年度末	—	—	—	—
権利確定	5,150	7,380	7,090	—
権利行使	5,150	7,380	7,090	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1,957円	1,957円	1,957円	1,957円	1,957円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 2,390円	1株当たり 2,080円	1株当たり 1,810円	1株当たり 2,500円	1株当たり 2,280円

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1,957円	1,979円	1,979円	—
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 2,050円	1株当たり 1,990円	1株当たり 1,961円	1株当たり 1,728円

(注) 「行使時平均株価」及び「付与日における公正な評価単価」は、2017年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2019年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 配当修正型ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2019年Stock・オプション
株価変動性（注1）	15.3%
予想残存期間（注2）	3.6年
予想配当（注3）	1株当たり 50円
無リスク利子率（注4）	△0.23%

（注）1. 2015年12月14日の週から2019年7月22日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

2. 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間により見積りしております。

3. 2019年3月期の配当実績。

4. 予想残存期間に対応する分離元本国債のスポットレート（日本証券業協会発表）を線形補間。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。